

別	頁	行	個所・要旨	原文	意見に対する秩父市の考え方	対応方針について
MP	75	20	3-5(2)① 空き家・空き地の有効活用について	番場通りの路地には、廃業した空き店舗が7～8件ありますが、特色のある魅力あるお店づくりと当商店街一体となった商店づくりで、空き店舗解消で番場通り全体のにぎわいを創出したいと思います。空き店舗や空き家の有効活用の範囲に加えることを望みます。	空き家・空き地を活用したまちづくりについては随所に記載しておりますが、今後ますます重要になってくると思います。中心市街地活性化基本計画と連動した空き店舗の活用など、商業分野の他計画とも連動し、活性化につなげてまいります。	計画(案)のとおりとします。
MP	77		3-6(1) 「秩父市文化財保存活用地域計画」との連携について	「秩父市文化財保存活用地域計画」は景観計画との連動に絞られています。が、秩父市都市計画マスタープランは、秩父市の多彩な歴史と個性ある文化、秩父固有の歴史と文化、秩父の歴史文化資源、秩父の悠久の歴史、秩父の往時の歴史などを対象とすべきと考えます。従って、「秩父市文化財保存活用地域計画」は、景観計画以外の都市計画、生涯学習、観光、道路、公園など広範囲に連動すると考えます。	本項につきましては、景観に関する項目ですので、文化財保存活用地域計画や景観との連携について記載しておりますが、今後さまざまな分野と連携して構想の実現に努めてまいります。	計画(案)のとおりとします。
MP	77		3-6(2)② 「黒門通り」「買継商通り」の具体的記述の追加	番場通りに限定してありますが、番場通りを並列する「黒門通り」「買継商通り」は歴史的景観が残され、また秩父例大祭には絹市が開かれ、おもむきが醸され訪れる皆さんに好評です。歴史、文化の再生の観点からも「黒門通り」「買継通り」も加えることを望みます。	ご指摘いただいた「黒門通り」「買継商通り」に歴史的遺産が多く残されていることは承知しております。本表現につきましては、「沿道付近」という表現の中に、「黒門通り」「買継商通り」が含まれているとご理解ください。	計画(案)のとおりとします。
MP	81 105 108 115		3-7(2) 4-2(3) 4-2(5)② 4-2(7)3 失われた文化・遺物の発掘・活用	秩父神社周辺には、歴史的、文化資源が多くあります。主なものに、秩父神社の「つなぎの龍」や秩父例大祭の「諏訪渡り神事」などに関わる「天ヶ池」、「地蔵川」、「旧昭和館」、「旧秩父市・町役場」、「旧郵便局」、「旧秩父消防署」、「旧第一小学校」などの文化的景観は、過去のものとなっています。これらのノスタルジーを発掘し、先人達が歩んできたストーリーを発信していくことも大切であり、活用すべきと思います。最近、天ヶ池、地蔵川の場合所や水路、由来等々を尋ねられます。秩父に訪れた人から父の往時の歴史のことを尋ねられるとのこと。また「諏訪渡り神事」由来も多くの人に尋ねられます。	ご指摘いただいた文化財は現在ほとんどが消失しており、記録として残るのみとなっています。特設ページにて中心市街地における戦後～高度経済成長期の地図をweb掲載しておりますが、こうした行政・民間で所有するデータをデジタル化・アーカイブ化し、ストーリーとして発信することで後世に残す取り組みを進めてまいりたいと思います。	計画(案)のとおりとします。
MP	81		3-7 ユネスコ無形文化遺産のネームバリューの活用	平成28年「山・鉾・屋台行事と神楽」がユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、世界で評価された文化遺産のネームバリューを「観光立市」として広く活用することで、発信情報の拡充や誘客増加が図れると考えます。	本件につきましては、立地適正化計画の誘導方針等に記載してございます。ご意見は文化財保護課とも共有させていただきます。	計画(案)のとおりとします。
MP	105	10	4-2(3) ウォーカブルの意味について	ウォーカブルとは「居心地がよく歩きたくなる」ことでしょうか？一般市民にはまだ聞きなれないことで、また他の文章では歩きたくなるまちづくりと記載されています。統一するか和訳で追記したらどうでしょうか。	ご推察のとおりです。表現を変更します。	「歩きたくなるウォーカブルな」という表現に変更します。

別	頁	行	個所・要旨	原文	意見に対する秩父市の考え方	対応方針について
MP	85		3-8(2)② 公会堂の避難所 など施設として の活用について	防災拠点、避難場所の確保ですが、当町会の公会堂ですが、築約70年で、老朽化により東日本大地震等では天井の落下や外壁にひび割れ等が生じて、避難所の機能として耐震性が確保されず建て替えが必須です。下宮地町会の新公会堂のような構造により、一時避難所として利用できる施設として高齢者や障がい者にとっては必要と考えます。これから公会堂の更新や建替えをする場合、地域での防災拠点構築を推進することは含まれますか？ ※なお、公会堂建替えの方針は、一時避難場所機能以外には①高齢者や障がい者が利用しやすく、ユニバーサルデザインを導入する。 ②利用率が日数で40%、時間で5%であり、多目的施設とする。(コミュニティ拠点、活躍・触れ合い・学習の場、観光、商業振興、地域振興、地域防災スペース、歴史・文化・地域芸能などの展示、憩いの場、イベント、インバウンド対応など)	立地適正化計画・防災指針においては多様な主体との「連携・協働」という施策方針を打ち出しており、今後この方針に沿った非常時における官民連携の枠組みが必要です。また、「あらゆる世代・立場を超えたみんなが活躍する」社会の実現に向けて、あらゆる方面でこうした取り組みが必要になってくると思われます。 ご指摘いただいた避難所を含む多様な活用方法や支援の在り方について、今後検討してまいります。	計画(案)のとおりとします。
MP	9		○多彩な歴史と個性のある文化 歴史・文化遺産の周知	秩父の「多彩な歴史と個性のある文化」については、行政サイドでは十分把握されていると存じます。しかし、一般市民や子供達、若者層ではそのレベルには至っていないと感じます。観光資源は知っているかもしれませんが、古代からの歴史や悠久の歴史、往時の歴史、個性ある文化など地域の資源を全て知っているとは限りません。秩父の歴史文化資源が、いかに素晴らしいものか、それを活かして市や地域発展につながることで分かるべきではありません。 学習や実践の機会や空き家や空き店舗再生のアイデアやリノベーション作業の参加などで巻き込み、歴史的な建物の保存などに関わるとともに。未来を担う若者層にとって、分かりやすい計画のアピールをお願いします。	第5章にあるとおり、今後のまちづくりににおいては住民を含む多様な主体と関係を構築し、連携・協働していくことが不可欠であると考えます。 また、ご指摘いただいたような機会を通じ愛郷心をはぐくむ取組も重要なことだと思います。今後とも、まちづくりに関する住民を含む多様な主体の参画の機会を増やしていくよう努めてまいります。	計画(案)のとおりとします。
MP	305		5-1 5-2 まちづくりへの住民参画	この秩父市都市計画マスタープランは、秩父市の意気込みや優秀なコンサルタントの力により立派なものができてあるべき姿の計画や仕組み、ハード事業が推進されると期待できます。しかし、「秩父固有の歴史と文化、自然に包まれて、安全で心地よい暮らしと訪れる喜びを実践できる、魅力あるまちづくり」を実現できるかは、市民がどれだけ消化し、自分達のものになるかが実現するためのキーワードと考えます。 多くの市民が参画できる仕組みを位置づけることが重要です。次世代を担う子供達と若年層への働きかけや地域の職人、外部の目と力などを広く活用することで、人づくりや担い手のネットワークが可能となり実現の基礎体力となると思います。 特に、小中学生や高校生のアクションが重要と考えます。子供達や若者達のまちづくりの行動が、大人を巻き込み、大人の考えを変え、豊かなまちづくりの原動力となると考えます。(子供達のビジョンや体験学習、秩父の歴史や文化の展示会、空き家、空き店舗の修復体験、地元地域特産品やアンテナショップでの販売体験など)	同上	計画(案)のとおりとします。
立通	100		4-1(1)誘導方針4 関連計画について	関連する計画として、「秩父市中心市街地活性化基本計画」や「本町・中町まちづくり計画」との連携があると思いますが、いかがでしょうか。	中心市街地活性化基本計画については立地適正化計画誘導方針1にて関連計画として記載しており、また本町・中町まちづくり計画は、秩父市まちづくり景観計画を地域別に記載した下位計画として内包していると考えております。 いずれにしても、市のさまざまな行政計画や事業等と連携してまいりたいと思います。	計画(案)のとおりとします。

別	頁	行	個所・要旨	原文	意見に対する秩父市の考え方	対応方針について
全			番場町の地域まちづくりの推進について	番場町地域はご指摘のように昭和30年代後半より、徐々に商店及び住民の郊外化が拡散し、少子高齢化、人口減少、商店街の衰退により当町地域が空洞化しつつあります。この状況が将来に続くことは、住民の流出、外部からの開発等により、更なる当町地域経済の衰退や伝統行事の存続・継承、地域コミュニティの維持、歴史的風致の維持、良好な景観のまちなみの向上・保全などに影響が及ぶことが予想されます。 秩父市は、多彩な歴史、固有の文化の地域特性を活かしたおもてなし観光の推進で観光客の集客、中心市街地商店街の活性化を推進して、地域経済、伝統文化の継承、地域コミュニティの再生、維持、豊かな暮らしなどの振興計画を策定していると存じます。秩父神社門前町として、歴史的風致の維持、良好な景観のまちなみを起爆剤に当町地域のまちづくりを推進いたしますので、秩父市総合振興計画や秩父市都市計画マスタープラン他分野別計画等に基づく取り組みの方策として推進して頂きますようお願いいたします。 今後、秩父市諸計画に基づき、番場地域まちづくり計画策定、推進したいと考えておりますので、今後とも特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。	番場通りについては、近年観光客を中心とする歩行量が増えており、景観向上・防災の観点からも電線地中化を含むウォーカブルな空間形成に向けた検討を行っているところです。 新型コロナウイルス流行後の社会動向については不透明な部分もございますが、秩父神社に至る門前通りとして、番場通りの活性化は市全体のイメージアップにつながるかと考えております。 関係各所・計画とともに、番場町会における地域まちづくりを引き続き支援してまいります。	計画(案)のとおりとします。
MP	60		第3章 2. (2) 道路	中央地域を中心に、狭隘な生活道路が多いことが歩行者や自転車の利用者に不安を感じさせ、(1km未満の移動でも自動車を利用するような) 不必要な自動車利用への依存を招いている。やむを得ない場合を除き、狭隘な生活道路はできるだけ一方通行とすることで、歩行者・自転車・高齢ドライバーのいずれにとっても道路環境をより安全なものとするを検討すべきである。規制の導入には反対があることも理解できるが、隘路でのすれ違いをなくせることを考えれば、自動車の利用者にとっても一定のメリットがある施策だと考える。	本市中心部においては、歴史が古くモータリゼーション進展前の大正・昭和にかけて市街化が進行したため狭隘な生活道路が多くなっています。 道路環境の改善にあつては、関係機関と連携・協働し、ご指摘いただいた規制導入への働きかけもふくめた検討を行ってまいります。(p.88参照。)	計画(案)のとおりとします。
MP	71		第3章 4. 公共交通の整備方針	バスの利用促進策として、都市機能や居住の集約化などの誘導方針が挙げられているが、長期的な取り組みが必要な施策であり、本計画が目標期間とする20年程度では多少の成果が見込めるかどうかといったところで、より短期的な取り組みも必要である。 誰もが利用できる交通手段として公共交通が必要なのみならず、本市は中心市街地と周辺各地域が比較的離れているうえ、道路事情もかならずしも良好ではないことから、潜在的にはバス利用の需要は大きいはずである。バス停周辺でのパークアンドライドやサイクルアンドライド、およびバス優先信号システム等の整備により路線バスの利用を促進し、現在バスがほとんど利用されていない地域でも一定の運行本数(最低でも「小鹿野線」と同程度以上)を確保できる輸送密度を実現することを検討すべきである。 一方、そもそも人口が少なく、こういった施策でもバス運行の確保が現実的ではない地域においては、現状でも公共交通手段が確保されているとはいえない状況にある。バス事業者・タクシー事業者の両方と協力し、いわゆるオンデマンドバスの導入を検討すべきである。	コンパクト＋ネットワークのうち公共交通ネットワークについて、本計画に引き続き令和3年度地域公共交通計画において議論してまいります。 こちらについては、計画年度が約5年となっておりより短期的な取り組みを行ってまいります。 ご意見について担当課である市民生活課に引き継がさせていただきます。	計画(案)のとおりとします。